

○新潟県中東福祉事務組合職員の条件付採用の期間の延長に関する規則

令和2年3月25日組合規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、職員の条件付採用の期間の延長に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 職員の条件付採用の期間の延長については、五泉市職員の条件付採用の期間の延長に関する規則(令和2年五泉市規則第6号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。